

京都市駐車場基金条例の一部を改正する条例（平成２２年１２月２２日京都市条例第 ３８ 号）（建設局土木管理部自転車政策課）

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を改正する条例（平成２２年１０月１２日京都市条例第２７号）による改正後の京都市道路附属物自転車等駐車場条例第３条第１項に規定する指定管理者が、京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第７条第１項に規定する協定に基づき納付する金額のうち予算をもって定める金額について、新たに京都市駐車場基金に積み立てることとしました。

また、京都市自転車等駐車場条例の一部改正により、同条例に基づいて使用料を徴収することがなくなることに伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、平成２３年４月１日から施行することとしました。

京都市駐車場基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 22 年 1 月 22 日

京都市長 門 川 大 作

京都市条例第 38 号

京都市駐車場基金条例の一部を改正する条例

京都市駐車場基金条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号オを削り、同条第 2 号中「京都市自転車等駐車場条例第 2 条第 1 項」を「次に掲げる規定」に改め、同号に次のように加える。

ア 京都市道路附属物自転車等駐車場条例第 3 条第 1 項

イ 京都市自転車等駐車場条例第 2 条第 1 項

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(建設局土木管理部自転車政策課)